

平成28年11月22日付鳥取県公報号外第105号別冊

平成27年度決算に係る  
定期監査結果報告書

平成28年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 9 2 号  
平成28年11月22日

鳥 取 県 議 会 議 長	齊 木 正 一	様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治	様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 委 員 長	中 島 諒 人	様
鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長	小 谷 文 夫	様
鳥 取 県 人 事 委 員 会 委 員 長	上 田 博 久	様
鳥 取 県 労 働 委 員 会 会 長	濱 田 由 紀 子	様

鳥取県監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 上 村 忠 史

鳥取県監査委員 森 雅 幹

## 定 期 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成27年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

<b>第 1 監査結果報告</b> .....	1
<b>1 監査の概要</b> .....	1
(1) 監査の対象及び着眼点.....	1
(2) 監査の実施方法.....	1
(3) 監査対象機関の数.....	1
(4) 監査実施期間.....	2
(5) 監査の執行者.....	2
<b>2 監査結果</b> .....	2
(1) 概要.....	2
(2) 実施機関別の状況.....	4
ア 元気づくり総本部.....	4
イ 危機管理局.....	4
ウ 総務部.....	5
エ 地域振興部.....	6
オ 観光交流局.....	6
カ 福祉保健部.....	7
キ 生活環境部.....	8
ク 商工労働部.....	9
ケ 農林水産部.....	9
コ 県土整備部.....	10
サ 総合事務所.....	11
シ 会計管理者.....	12
ス 企業局.....	12
セ 病院局.....	13
ソ 教育委員会.....	13
タ 警察本部.....	15
チ 各種委員会等.....	16
ツ 県議会事務局.....	16

<b>第2</b>	<b>監査意見</b> .....	17
1	<b>危機管理局</b> 消防学校の機能を活用した防災リーダー等の養成について (消防防災課、消防学校) .....	17
2	<b>総務部及び教育委員会共通</b> 公文書館及び図書館の連携について (公文書館、図書館) .....	17
3	<b>地域振興部</b> ジュニアの競技力向上について (スポーツ課) .....	18
4	<b>福祉保健部</b> 発達障がい児等に対する診療体制について (子ども発達支援課) .....	19
5	<b>福祉保健部及び教育委員会共通</b> 県立の学校及び児童福祉施設のトイレの洋式化について (青少年・家庭課、子ども発達支援課、教育環境課) .....	19
6	<b>生活環境部</b> 砂丘事務所の職員体制について (砂丘事務所) .....	20
7	<b>生活環境部及び農林水産部共通</b> 試験研究機関の試験研究内容の積極的な公開について (衛生環境研究所、試験場統括本部 (とっとり農業戦略課、農業試験場、 園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場、 栽培漁業センター)) .....	21
8	<b>商工労働部</b> 正規雇用創出奨励金に係る返還未収金の発生防止について (立地戦略課) ..	21
9	<b>会計管理者</b> 会計事務の審査・指導体制の強化について (会計局) .....	22
10	<b>教育委員会</b> (1) 知事部局への教職員派遣とその成果の活用等について (教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課) .....	23
	(2) 出土品の収蔵保管スペースについて (埋蔵文化財センター) .....	23
<b>第3</b>	<b>定期監査の重点事項の調査結果</b>	
○	<b>職員旅費の適正執行について</b> .....	24
(参 考1)	平成27年度決算に係る定期監査の処置の概要.....	33
(参 考2)	監査処置基準等について.....	34

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

#### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

#### (3) 監査対象機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監 査 を 実 施 した機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	137	137	103	34
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	25	27
警 察 本 部	10	10	5	5
各 種 委 員 会 等	3	3	2	1
議 会 事 務 局	1	1	1	0
	(207)	(207)	(137)	(70)
合 計	209	209	142	67

注1 機関数は、総合事務所の各局及び各試験場をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の（ ）は前年度の数である。

#### (4) 監査実施期間

平成28年3月11日から9月6日まで

#### (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	小林 敬典	(平成28年4月1日から)
同	岡本 康宏	(平成28年3月31日まで)
同	湯口 夏史	
同	山根 朋洋	
同	上村 忠史	
同	森 雅幹	

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 上村忠史及び森雅幹は、県議会事務局について監査を行っていない。

## 2 監査結果

### (1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

#### 監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。） に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 予算事務

債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結

イ 収入事務

多額の未収金、調定の遅延、調定金額の誤りその他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

旅行承認前の出発、旅費の支出金額の誤りその他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約書に定める書類の未受理・受理の遅延、発注伺の未作成・未審査・予定価格積算の未記載、契約締結事務の遅延その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等事務

実績報告書の受理の遅延、交付決定の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

カ 工事の執行事務

変更契約に係る協議手続の未実施

キ 財産管理事務

タクシーチケット利用承認（報告）簿の記載不備、行政財産使用許可の面積等の誤り、物品照合の未実施・検査票の未作成その他の財産管理事務手続の不適正

ク その他の事務

証拠書類の編さんの不備、被服管理簿の未整備その他の事務手続の不適正

## (2) 実施機関別の状況

### ア 元気づくり総本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
とっとり元気戦略課	平成28年8月31日	実地監査
広域連携課	平成28年8月18日	書面監査
広報課	平成28年8月8日	実地監査
県民課	平成28年8月25日	書面監査
とっとり暮らし支援課	平成28年7月27日	実地監査
参画協働課	〃	〃
男女共同参画推進課	平成28年8月18日	〃
東部振興課	〃	書面監査
男女共同参画センター	平成28年5月25日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### イ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	平成28年8月8日	実地監査
危機対策・情報課	平成28年8月24日	書面監査
原子力安全対策課	平成28年7月20日	実地監査
消防防災課	平成28年8月24日	書面監査
消防防災航空センター	平成28年8月25日	〃
消防学校	平成28年4月20日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。



## ウ 総務部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	平成28年9月2日	書面監査
財政課	〃	〃
政策法務課	平成28年7月20日	実地監査
税務課	平成28年8月17日	〃
営繕課	平成28年9月6日	書面監査
行政監察・法人指導課	平成28年8月4日	実地監査
情報政策課	平成28年7月20日	〃
東京本部	平成28年4月15日	〃
関西本部	平成28年4月13日	〃
名古屋代表部	平成28年4月14日	〃
人事企画課	平成28年8月24日	〃
業務効率推進課	平成28年8月4日	〃
財源確保推進課	〃	〃
職員人材開発センター	平成28年6月1日	〃
福利厚生課	平成28年8月24日	〃
人権・同和対策課	平成28年9月6日	書面監査
公文書館	平成28年3月16日	実地監査
東部県税事務所	平成28年5月18日	〃
中部県税事務所	平成28年9月2日	書面監査
西部県税事務所	平成28年5月13日	実地監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 給与集中管理特別会計の退職手当の振替収納について、調定金額の計算を誤り、一般会計から過大に収納していた。(人事企画課)
- 現金収納したふるさと納税に係る歳入金について、指定金融機関への払込が遅延しているものがあった。(財源確保推進課)

## エ 地域振興部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
地域振興課	平成28年8月8日	実地監査
交通政策課	〃	〃
教育・学術振興課	平成28年8月25日	書面監査
統計課	平成28年8月9日	実地監査
文化政策課	平成28年8月31日	〃
スポーツ課	平成28年9月1日	〃

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 鳥取県観光列車化支援事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。(交通政策課)
- 物品出納簿と物品との照合を行った際に所在を確認できなかった物品について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。(交通政策課)

## オ 観光交流局

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
観光戦略課	平成28年8月8日	実地監査
交流推進課	平成28年8月5日	書面監査
まんが王国官房	平成28年8月4日	実地監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 東南アジア市場における現地プロモーション支援業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。（観光戦略課）

**カ 福祉保健部**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
福祉保健課	平成28年9月1日	実地監査
障がい福祉課	平成28年8月9日	〃
長寿社会課	平成28年8月17日	〃
子育て応援課	〃	〃
青少年・家庭課	平成28年8月31日	〃
子ども発達支援課	平成28年8月4日	〃
健康政策課	平成28年8月8日	〃
医療政策課	平成28年8月18日	〃
医療指導課	〃	〃
東部福祉保健事務所	平成28年6月28日	〃
福祉相談センター	平成28年5月18日	〃
倉吉児童相談所	平成28年8月24日	書面監査
米子児童相談所	平成28年4月19日	実地監査
喜多原学園	〃	〃
皆成学園	平成28年8月25日	書面監査
総合療育センター	平成28年7月15日	実地監査
鳥取療育園	平成28年8月25日	書面監査
中部療育園	平成28年3月11日	実地監査
精神保健福祉センター	平成28年3月16日	〃
鳥取看護専門学校	平成28年8月25日	書面監査
倉吉総合看護専門学校	平成28年3月11日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 社会保障生計調査業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(福祉保健課)
- あいサポート運動ステップアップ推進事業業務に係る委託契約について、契約書に定める契約期間中に履行を完了していなかった。(障がい福祉課)

キ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	平成28年8月31日	実地監査
水・大気環境課	平成28年8月24日	〃
衛生環境研究所	平成28年5月25日	〃
循環型社会推進課	平成28年8月18日	書面監査
緑豊かな自然課	平成28年8月24日	実地監査
砂丘事務所	平成28年5月18日	〃
くらしの安心推進課	平成28年8月18日	書面監査
消費生活センター	平成28年8月24日	〃
住まいまちづくり課	平成28年7月27日	実地監査
東部生活環境事務所	平成28年6月28日	〃
食肉衛生検査所	平成28年8月25日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- ガスクロマトグラフ質量分析装置定期点検業務委託契約に係る委託料について、履行確認を十分に行わなかったことにより過大に支出していた。(衛生環境研究所)
- 平成27年度低真空走査電子顕微鏡分析装置定期点検業務委託契約について、予定価格を見積書受領後に決定していた。(衛生環境研究所)

## ク 商工労働部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
商工政策課	平成28年8月31日	実地監査
立地戦略課	〃	〃
産業振興課	平成28年8月24日	〃
企業支援課	〃	〃
通商物流課	平成28年8月18日	書面監査
労働政策課	平成28年8月9日	〃
就業支援課	平成28年8月31日	実地監査
販路拡大・輸出促進課	平成28年8月25日	〃
食のみやこ推進課	平成28年8月9日	書面監査
産業人材育成センター倉吉校	平成28年5月19日	実地監査
産業人材育成センター米子校	平成28年8月9日	書面監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- ミラノ万博用すいか輸送業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(販路拡大・輸出促進課)

## ケ 農林水産部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農林水産総務課	平成28年8月29日	書面監査
農業大学校	平成28年5月24日	実地監査
経営支援課	平成28年8月4日	〃
農地・水保全課	平成28年8月8日	〃
とっとり農業戦略課	平成28年9月1日	〃
生産振興課	平成28年8月29日	書面監査
畜産課	平成28年8月18日	実地監査

林政企画課	平成28年8月29日	書面監査
県産材・林産振興課	平成28年8月24日	実地監査
森林づくり推進課	平成28年8月4日	〃
水産課 とっとり賀露かっこ館	平成28年8月18日	〃
東部農林事務所	平成28年7月27日	〃
東部農林事務所八頭事務所	〃	〃
農業試験場、病害虫防除所	平成28年6月1日	〃
園芸試験場	平成28年5月19日	〃
鳥獣対策センター	平成28年7月27日	〃
畜産試験場	平成28年8月29日	書面監査
中小家畜試験場	平成28年4月19日	実地監査
鳥取家畜保健衛生所	平成28年8月29日	書面監査
倉吉家畜保健衛生所	平成28年5月19日	実地監査
西部家畜保健衛生所	平成28年4月19日	〃
林業試験場	平成28年3月16日	〃
境港水産事務所	平成28年3月17日	〃
水産試験場	平成28年8月29日	書面監査
栽培漁業センター	平成28年3月11日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	平成28年8月31日	実地監査
技術企画課	平成28年8月5日	書面監査
道路企画課	平成28年8月8日	実地監査
道路建設課	〃	〃
河川課	平成28年8月24日	〃
治山砂防課	平成28年8月3日	書面監査
空港港湾課	平成28年8月5日	〃

鳥取県土整備事務所	平成28年6月28日	実地監査
八頭県土整備事務所	平成28年5月20日	〃
鳥取空港管理事務所	平成28年5月24日	〃
鳥取港湾事務所	平成28年5月18日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は僅かに減少しているものの、依然として多額の未収金があり、収納の努力が不十分であった。（河川課）
- 県道鳥取河原線（津浪橋）耐震補強工事（交付金）（26交付金）外1件について、工事の施工に必要な河川管理者の許可を受けていなかった。（鳥取県土整備事務所）
- 県道津山智頭八東線改良工事（大呂2工区）（護岸1工区）（交付金改良）について、工事の施工に必要な河川管理者等の許可を受けずに工事着手していた。（八頭県土整備事務所）

サ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中部総合事務所		
地域振興局	平成28年7月19日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成28年7月20日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		
地域振興局	平成28年7月15日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成28年7月28日	〃

	米子県土整備局	平成28年7月28日	実地監査
西部総合事務所日野振興センター			
	日野振興局	平成28年7月28日	実地監査
	日野県土整備局	平成28年4月27日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 物品出納簿に登録のある物品（対爆発物防護キット）について、長期に渡り現物の確認を怠り、所在不明となっていた。（中部総合事務所県土整備局）

シ 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計局	平成28年8月25日	実地監査
庶務集中局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ス 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	平成28年7月13日	実地監査
東部事務所	〃	〃
西部事務所	〃	〃



(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## セ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	平成28年7月12日	実地監査
中央病院	〃	〃
厚生病院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ソ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	平成28年9月1日	実地監査
教育環境課	平成28年6月30日	書面監査
小中学校課	平成28年7月20日	実地監査
特別支援教育課	平成28年8月17日	〃
いじめ・不登校総合対策センター	平成28年6月8日	〃
教育センター	平成28年8月17日	書面監査
高等学校課	平成28年8月9日	実地監査
社会教育課	平成28年8月4日	〃
図書館	平成28年6月1日	〃
人権教育課	平成28年7月27日	〃
文化財課	平成28年8月5日	書面監査
博物館	平成28年5月24日	実地監査
体育保健課	平成28年8月9日	〃
東部教育局	平成28年8月9日	書面監査
中部教育局	平成28年3月11日	実地監査
西部教育局	平成28年8月9日	書面監査

船上山少年自然の家	平成28年5月25日	実地監査
大山青年の家	平成28年4月20日	〃
埋蔵文化財センター	平成28年6月1日	〃
むきばんだ史跡公園	平成28年4月19日	〃
鳥取東高等学校	平成28年8月24日	書面監査
鳥取西高等学校	平成28年8月9日	〃
鳥取商業高等学校	平成28年5月24日	実地監査
鳥取工業高等学校	平成28年8月17日	書面監査
鳥取湖陵高等学校	平成28年8月17日	〃
鳥取緑風高等学校	平成28年8月17日	〃
青谷高等学校	平成28年8月24日	〃
岩美高等学校	平成28年8月18日	〃
八頭高等学校	平成28年8月18日	〃
智頭農林高等学校	平成28年5月20日	実地監査
倉吉東高等学校	平成28年8月24日	書面監査
倉吉西高等学校	平成28年8月18日	〃
倉吉農業高等学校	平成28年8月18日	〃
倉吉総合産業高等学校	平成28年5月19日	実地監査
鳥取中央育英高等学校	平成28年8月18日	書面監査
米子東高等学校	平成28年8月18日	〃
米子西高等学校	平成28年8月29日	〃
米子高等学校	平成28年4月20日	実地監査
米子南高等学校	平成28年4月19日	〃
米子工業高等学校	平成28年8月24日	書面監査
米子白鳳高等学校	平成28年8月9日	〃
境高等学校	平成28年8月29日	〃
境港総合技術高等学校	平成28年3月17日	実地監査
日野高等学校	平成28年4月27日	〃
鳥取盲学校	平成28年8月9日	書面監査
鳥取聾 <sup>ろう</sup> 学校	平成28年8月17日	〃
鳥取養護学校	平成28年8月9日	〃
白兔養護学校	平成28年6月8日	実地監査
倉吉養護学校	平成28年8月17日	書面監査
皆生養護学校	平成28年8月29日	〃
琴の浦高等特別支援学校	平成28年5月24日	実地監査
米子養護学校	平成28年5月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 平成28年度全国高等学校総合体育大会特別強化事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。(体育保健課)
- 不用品(パワーアンプ外)の処分に係る不用決定・処分について、学校長が決裁すべきところを事務長が決裁しているものがあった。(鳥取東高等学校)

タ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成28年8月25日	実地監査
鳥取警察署	平成28年8月5日	書面監査
郡家警察署	平成28年5月20日	実地監査
智頭警察署	平成28年8月5日	書面監査
浜村警察署	平成28年8月5日	〃
倉吉警察署	平成28年8月5日	〃
八橋警察署	平成28年5月24日	実地監査
米子警察署	平成28年5月13日	〃
境港警察署	平成28年3月17日	〃
黒坂警察署	平成28年8月5日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## チ 各種委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	平成28年6月8日	実地監査
人事委員会事務局	平成28年8月18日	書面監査
労働委員会事務局	平成28年6月8日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ツ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県議会事務局	平成28年8月24日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 第2 監査意見

### 1 危機管理局

#### 消防学校の機能を活用した防災リーダー等の養成について（消防防災課、消防学校）

近年、全国各地でこれまで経験したことがないような集中豪雨等による河川の氾濫や土砂崩れにより、尊い人命が失われている。また、地震も各地で頻発しており、本県でも10月21日に発生した県中部を震源とする最大震度6弱の地震により、負傷者や家屋の損壊等の大きな被害が生じたところである。

集中豪雨等の場合、住民が早期に安全に避難するためには、市町村等からの避難情報や指示が的確に伝わることが大切であるが、同時にこのたびのような震災を含め、現場の状況に応じて行動できる地域の防災リーダーの養成は、共助の視点からも大切である。

地域の防災力向上を図るため、鳥取市での地域住民に対する防災リーダー研修、倉吉市での消防団員に対する防災士資格の取得推進のほか、各市町村で地域防災活動指導者や支援職員の養成・配置などの取組みが行われているが、自主防災組織のリーダー等にとって災害時の初期対応等一定レベルの知識を身につけておくことは重要である。

消防学校では、地域や職場からの要望に応じ、消防設備の活用方法や救命・救急講習などの教育訓練を行っているが、実績は必ずしも多くない状況にある。

消防学校は、消防組織法に基づき、消防職員及び消防団員の教育訓練を目的として設置されているが、その施設設備や教育訓練のノウハウを活用し、地域における防災リーダー等の養成に向けた専門的な教育訓練を行うことは、地域の防災力向上に有効であると考えられる。

については、消防学校が有する機能も活用しながら、市町村と連携協力して自主防災組織のリーダー等地域住民に対する教育訓練等に積極的に取り組まれない。

### 2 総務部及び教育委員会共通

#### 公文書館及び図書館の連携について（公文書館、図書館）

公文書館と図書館は、隣接した立地環境の下で、保存図書等の情報交換やレファレンスでの情報共有など、両館の機能を活かした連携を図っている。

そうした中、公文書館では、「県立公文書館在り方検討会議」を設置し、歴史公文書等の保存・管理の基本的考え方などが検討され、先般、報告書が知事に提出されたところである。また、図書館では、増大する図書や資料等の除籍に係る

規程を見直すとともに、資料のデジタル化を含めた計画の策定を検討されているところである。

一方、両館で保存する書籍、資料等には重複するものもあることから、効率化を図りながら両館のもつ貸出機能、保存機能をさらに向上させるためにも、所蔵資料の共通データベースや横断的に検索可能なシステムを構築する必要があると考える。

さらに、長期的には両館の蔵書、文書等の保存スペースが不足する問題も想定されることから、両館の一層の連携を図る取組みは重要と考える。

**については、両館の今後の運営に当たり、それぞれの所蔵資料の情報共有化に向けた横断的な検索システムの構築など機能面での一層の連携強化策について検討されたい。**

### 3 地域振興部

#### ジュニアの競技力向上について（スポーツ課）

県は、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の国際大会を視野に創設した「チーム鳥取！発掘育成事業」により、平成26年度にアスリート候補1期生を選抜し、平成27年度には、育成プログラムを実施したが、候補生に筋力や平衡感覚などの向上が見られ、さらには全国大会で上位の成績を収める者も出るなど、事業効果が見え始めているところである。

一方で、34名でスタートした1期生のうち、約半数の15名が中学校の部活動や所属しているスポーツクラブとの兼ね合いから、2年目の活動を辞退している。

中学校の部活動やスポーツクラブと、本事業の対象競技のどちらを選ぶかは、取り組む本人の思いに沿ったものであるべきであり、どちらでも選べる環境を整えることが必要である。

鳥取県では、ジュニアの競技力向上に向けて各種強化事業が行われているが、一義的には、優秀な指導者の確保と指導が行いやすい環境の整備が必要である。指導者本人の適性や状況に応じた配置も行いながら指導力発揮を促し、発掘、育成、強化という一貫した指導体制の下で戦略的に選手育成を図っていくことが必要と考える。

**については、ジュニアの競技力向上に向けた各種事業について、その成果や課題を検証した上で、子どもの主体的な取組が進むよう、学校部活動との調整も図りながら事業の再構築について検討されたい。**

さらに、教育委員会や関係する競技団体等と連絡調整を図りながら、指導者の確保や指導力向上策など、ジュニア競技力の向上に資する指導体制の充実について検討されたい。

## 4 福祉保健部

### 発達障がい児等に対する診療体制について（子ども発達支援課）

発達障がい児や肢体不自由児に対する診療については、地域の小児科医院等においても行われているところであるが、脳神経分野の専門性が高いことから県の療育機関である鳥取療育園、中部療育園、総合療育センターが担う役割は大きい。

近年は、発達障がいと診断される幼児、児童、生徒数が増加傾向にあるが、診断する専門医師が不足している状況にあるため、県内3か所の療育機関での診療待ちの期間はいずれも2～3か月の状態となっている。

また、特別支援学校等への就学の際には、就学後に必要な教育的支援を受けるために、あらかじめ医師の診断書を求められるケースもあることから、就学を前にした時期にはさらに診療待ちの期間が長くなっている。

こうした状況の解消に向けて、県はこれまでも鳥取大学医学部の協力の下に小児科医等を対象とした医学講座や症例検討会等を開催するとともに、平成28年度からは発達障がい児の診療を担う小児科医を対象とした研修事業を開始し、地域における診療体制の確保、充実に取り組んでいる。

発達障がい児等への適切な対応には、早期に発見し、できるだけ速やかに支援を開始することが望ましく、対象児童等が増加する中で適期に適切な診断と療育が実施されることが必要であり、診療待ち期間の解消とともに、診療体制の充実が求められるところである。

については、現在行っている小児科医を対象とした研修等の取組みなどを一層推進するとともに、療育機関における専門医師の確保など診療・療育体制の充実、強化に努められたい。

## 5 福祉保健部及び教育委員会共通

### 県立の学校及び児童福祉施設のトイレの洋式化について（青少年・家庭課、子ども発達支援課、教育環境課）

下水道の整備に伴い、家庭のトイレの洋式化が進み、内閣府が行った消費動向調査によると全国の2人以上の世帯における温水洗浄便座の普及率は81.2%（平成28年3月末現在）と、温水洗浄便座付き洋式トイレが広く普及している。

一方、県立の学校及び児童福祉施設では、耐震化工事等に併せて計画的に洋式トイレの整備が進められているが、個室トイレ全数に対する洋式化率は、県立学校では36.9%（903/2,448個室）、県立児童福祉施設では74.2%（92/124個室）であり、数の上では依然として和式トイレが多い状況にある。

また、整備された洋式トイレのうち温水洗浄便座の設置状況をみると、県立学

校では25.9%（234／903個室）、県立児童福祉施設では50.0%（46／92個室）となっている。

和式と洋式のそれぞれにメリットとデメリットがあるが、家庭とは異なる和式トイレに不慣れなため、学校では和式トイレの利用を避け、排便を我慢する子どもたちが多いたとも聞いている。

近年、特に学校施設等は地域開放や災害時には避難場所としての役割も求められることから、子どもたちへの配慮に加え、ユニバーサルデザインの観点からもトイレの洋式化を進め、各世帯に普及している温水洗浄便座の設置も進める必要があるのではないかと考える。

**については、県立の学校及び児童福祉施設においてトイレの洋式化を進めるとともに、温水洗浄便座の設置についても併せて検討されたい。**

## 6 生活環境部

### 砂丘事務所の職員体制について（砂丘事務所）

砂丘事務所は、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の施行（平成21年4月1日）に伴い、鳥取砂丘の保全・再生、適正な利活用を現場で進めるための組織として平成21年4月に設置され、現在、定数職員4名、非常勤職員6名の計10名でローテーションを組み、年中無休の体制を敷いている。

鳥取砂丘は、近年、話題性のある観光スポットとして認知度が上がり、今年1月から9月末までの観光入込客数は対前年比3.0%増（984,802／956,509人）となっている。

こうした中、砂丘事務所の職員は、条例に基づく巡視や啓発として、砂丘保全再生の取組み、利活用促進、砂丘の紹介、案内窓口等の業務を行うことに加え、観光客等からの幅広い問合せや相談への対応、熱中症などの体調不良者の緊急搬送対応、砂丘での落とし物探しへの協力など様々な状況にも対応している。しかし、広い砂丘で観光客が体調不良を訴えた場合等に現在の体制では迅速な対応が困難となることが懸念される。

鳥取県の看板ともいえる鳥取砂丘での対応の善し悪しは、国内外から訪れる観光客等に対する本県の印象を大きく左右する。

**については、今後も鳥取砂丘を訪れる観光客等の増加が見込まれる中、観光客等の様々な要請にきめ細かな対応ができるよう職員体制の充実について検討されたい。**



## 7 生活環境部及び農林水産部共通

**試験研究機関の試験研究内容の積極的な公開について（衛生環境研究所、試験場統括本部（とっとり農業戦略課、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場、栽培漁業センター））**

県の試験研究機関では毎年多くのテーマで日々試験研究がなされており、近年では付加価値の高い新品種の育成などの成果が上がっている。農林水産分野では、米の食味ランキング特Aの「きぬむすめ」、梨の「新甘泉」、種雄牛の「白鵬85の3」、花粉の少ない杉、マサバの陸上養殖など新たな品種改良や生産技術の開発改良の取組みが全国から高い評価を受けている。また、生活環境分野では、環境保全に向けた湖山池等の生態系の回復、PM2.5などの越境汚染物質等の調査、資源循環に向けた廃棄物の再資源化技術の開発など、課題となっている環境問題にも積極的に取り組まれている。

これらの成果は、長年にわたる試験研究のたゆまぬ努力によって得られたものであり、ホームページや公開セミナーなどでも紹介されているが、一般県民にとっては専門的で分かりづらい面もある。県民に対して試験研究内容や開発の現場を公開する際には、試験研究の成果を触覚や視覚に訴えたり、生産品の試食ができるイベントなどで紹介し、さらには開発のきっかけや試験研究経過を説明するなど県民が興味を持ち、試験研究の現場を身近に感じられる取組みも必要と考える。

また、県内の小・中・高・大学生等に社会見学や体験学習の場として活用してもらうことにより、ふるさとへの誇りや愛着を育むことや将来の後継者としての意識付けにも繋がるのが大いに期待できる。さらに、とっとり県民カレッジの講座として登録することで、一般県民の幅広い層に広く研究開発の状況を学んでもらう機会となる。

については、**公民館単位や学校単位での見学ツアー、研究成果発表会、試験研究出前説明会、PRイベントなどの開催を通じ、試験研究の内容や成果への理解を深められるよう工夫するとともに、教育委員会等とも連携しながら、より積極的かつ効率的な公開方法を検討されたい。**

## 8 商工労働部

**正規雇用創出奨励金に係る返還未収金の発生防止について（立地戦略課）**

県は、企業における正規雇用を進めるため「正規雇用創出奨励金」を設け、新たに雇用した労働者数に応じた金額を支給している。支給要領では、鳥取県企業立地事業補助金の認定事業者等が、鳥取県内に在住する雇用保険の一般被保険者

を期間の定めのない正規雇用とした場合に、増加した人数を上限として対象労働者1人につき100万円を限度に、雇用期間が6か月を経過するごとに50万円を支給しているが、雇用期間が1年6か月を経過するまでに事業主の都合で解雇した場合は、支給した奨励金を返還するように定めている。

鳥取県に進出し、正規雇用創出奨励金を受給したものの、その後の社会・経済情勢の変化や計画どおり事業展開が行えなかったこと等により、経営が悪化して労働者を解雇し、返還義務が発生している企業がある。返還対象となった奨励金の中には、督促したにもかかわらず返還されていないものもあり、平成27年度末現在6社で合計3,644万円の未収金がある。

この奨励金については、雇用情勢が改善傾向にあることから、支給額を年額100万円を50万円とし、支給時期については6か月経過後だったところを1年経過後に変更することを内容とした改正が平成28年10月1日付けでなされているが、未収金の発生防止の観点からは、さらに改善の余地があると考えられる。

**については、正規雇用創出奨励金の返還未収金の発生を未然に防止するため、支給方法等について検討されたい。**

## 9 会計管理者

### 会計事務の審査・指導体制の強化について（会計局）

本庁各課等の発注伺、収入伺、契約伺及び補助金の額の確定等の起案文書について、各課等の決裁後に審査出納課による会計事務の関連審査が行われているが、特に年度末から年度当初の審査件数が多い時期に審査に時間を要し、契約事務などで遅延しているものが見受けられた。

また、委託業務を発注する際に行う発注伺に必要な予定価格の積算がないものや、相手方が特定される随意契約の予定価格の決定における不適切な事務なども見受けられた。

これらは、各課等において、担当者及びその上司さらには決裁権者それぞれの会計事務に係る関係規程への認識不足や確認漏れ、或いは業務自体への認識が不十分であったことなどにより生じたものと考えられる。

会計事務は、事業の実施においてその土台となる重要な事務であり、各課等は、そのことを再認識し、会計規程等を遵守して事務を行う必要がある。

さらに、会計局においては、日頃から各課等の事務処理上の誤りについて適宜指摘するとともに、不適切な事務の実態を踏まえ、よりの確な指導により事務の改善を徹底していく必要があると考える。

**については、不適切な事務処理が繰り返されることのないよう、各課等に対し一層の指導力を発揮して会計事務についてのきめ細かな指導を行い、併せてより効率的な審査が行われるよう努められたい。**

## 10 教育委員会

### (1) 知事部局への教職員派遣とその成果の活用等について（教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課）

教育委員会では、知事部局からの要請を受けて、福祉相談センターや児童相談所などへ教職員を派遣し、教育現場と福祉保健部を始めとする知事部局の業務との連携を図っているところである。

こうした知事部局で業務に従事した教職員については、教育の現場に復帰したときに、派遣により培ったキャリアを学校経営や地域、関係機関との連携などに大いに発揮できる貴重な人材として期待されることである。

しかしながら、現状では、こうした知事部局への教職員派遣の成果は、主に復帰先である学校内にとどまる傾向にあることから、派遣で得られる成果の状況等に応じて、貴重な経験をより幅広く活かす方策を検討していくことも必要と考える。

については、知事部局へ派遣される教職員については、あらかじめ資質向上等の目的を明確にするとともに、復帰後の配置先や培った成果を広く活用する方策など教育現場の改善や資質向上につながる有効な還元方策について検討されたい。

### (2) 出土品の収蔵保管スペースについて（埋蔵文化財センター）

現在、埋蔵文化財センターの施設及び敷地内には、鳥取西道路建設等に伴う発掘調査により、大量の出土品が保管されている状況であり、現状設備や委託先を活用して保存処理を精一杯進めているところではあるものの、出土品の量には全く追いついておらず、保管場所の確保に苦慮している状況である。

現状では、全ての出土品の保存処理が10年かけても終わらないと見込まれており、処理待ちとなっている出土品（特に木製品）の劣化が懸念されることである。

については、出土品の収蔵保管スペースについて、引き続き、利用できる施設の確保に努めるとともに、当面は保存処理の迅速化及び保管方法を検討できる体制を確保し、長期的には抜本的な保存対策について検討されたい。

### 第3 定期監査の重点事項の調査結果

#### 職員旅費の適正執行について

##### 1 監査対象及び方法

###### (1) 対象機関

監査対象209機関のうち事務監査を実地で行った134機関

###### (2) 調査対象旅行

公務のための内国旅行で、宿泊を伴う県外旅行。(旅費支給のない旅行を除く。)

なお、県外旅行件数の少ない機関については、日帰り県外旅行及び県内旅行も対象とした。

###### (3) 調査方法

###### ア 調査対象旅行の選定

調査対象とする旅行を以下により選定した。

(ア) 1機関10件以内とし、一部の職員に偏らないよう選定

特に、懇談会等に要する経費(食糧費)が別途支給されている旅行など旅費の調整が行われているものを選定

(イ) 上記アが10件に満たない場合は、概算払の旅行、前後泊のある旅行、用務先が複数あるものなどを選定

(ウ) 上記ア、イが10件に満たない場合は、日帰り県外旅行及び県内旅行で旅費の精算が遅延しているものを選定

○ 調査対象旅行件数 1,323件(1機関10件以内)

###### イ 調査の方法

調査対象旅行1,323件について、旅費システムデータベース、旅行命令簿データベース等の確認及び聞き取りにより旅費の執行状況の概要を把握した。

なお、対象機関(134機関)の上記調査対象旅行以外の旅行についても、旅行伺の承認状況及び旅費が支給されている旅行の旅費精算時期の状況について、いずれも旅費システムデータベース、旅行命令簿データベース及び聞き取り等により調査を行った。

##### 2 重点調査項目

調査対象旅行1,323件について、重点を置いて確認した項目(以下「重点調査項目」という。)は、以下のとおりである。

###### (1) 旅行伺の承認等について

ア 旅行命令権者の承認は旅行前に行っているか。

イ 旅行に係る懇談会等に要する経費(食糧費)は、事前に食糧費支出の事前伺及び支出負担行為を行っているか。

ウ 概算払の旅行、資金前渡のある旅行の場合、支給日は妥当か。

###### (2) 旅費概算払の精算等について

ア 旅費概算払の精算は、期限内に行っているか。

イ 旅費の精算は、速やかに行っているか。(旅費概算払以外の旅行)

ウ 出張の復命は、行っているか。

エ 食糧費の資金前渡又は前金払に係る精算は、期限内に行っているか。

###### (3) 旅費の計算等について

ア 旅行期間は用務期間に対し妥当か。

イ 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費とな

っているか。  
 ウ 旅費の調整が必要な場合、適切に行われているか。

### 3 監査結果

#### (1) 総括

調査対象とした1,323件の旅行に係る旅費について重点調査項目を調査した結果、何らかの改善が必要な事項（以下「要改善事項」という。）がある旅行は415件で、調査対象旅行全体の31%であった。

#### (2) 重点調査項目についての調査結果

##### ア 要改善事項があった旅行件数

（単位：件、％）

区 分	件 数	備 考
要改善事項があった旅行	415( 31)	
処置に該当するもの(※)	262	指摘 0 注意 262
処置に該当しないもの	153	
上記以外の旅行	908( 69)	
合 計	1,323(100)	

※ 処置に該当する主なもの

・旅行伺の事前未承認 ・概算払の精算遅延 ・支給額の過払

注) ( ) 内は合計に対する割合

##### イ 要改善事項の調査項目別状況

（単位：件、％）

区 分	件数	割合①	割合②
(1) 旅行伺の承認等について	68	16	5
(2) 旅費概算払の精算等について	266	64	20
(3) 旅費の計算等について	325	78	25
合 計	659		

注1) 割合①は要改善事項があった旅行件数415件に対するもの

2) 割合②は調査対象旅行件数1,323件に対するもの

3) 要改善事項を2件以上含んでいる旅行があり、合計数は上記ア要改善事項があった旅行件数(415件)とは一致しない。

## 4 監査意見

### (1) 旅行伺の承認等について

旅行開始前に、旅行伺による旅行命令権者の承認を受けていないものが見受けられた。

また、合理的な理由もなく概算払を行っていたり、帰着後に概算払を行っている妥当性に欠けるものが見受けられた。

**については、旅行開始前の旅行命令権者の承認の徹底、概算払の適切な取扱いに努められたい。**

### (2) 旅費概算払の精算等について

旅費の精算（概算払の精算を含む。）が遅延しているものが見受けられた。

また、旅行に伴う食糧費を資金前渡又は前金払によらず、概算払を行っているもの、さらに出張の復命を行っていないものが見受けられた。

これらが生じた要因としては、組織内の進行管理不足などによるものと考えられる。

**については、旅費精算等について、旅費出納員をはじめとした組織内での進行管理の徹底に努められたい。**

### (3) 旅費の計算等について

往復割引切符料金の未適用、日当の未調整など、旅費規程等に沿っていないものが見受けられた。

それらが生じた要因としては、職員及び旅費出納員の旅費規程等に対する認識不足、割引切符や宿泊料などが旅費システムに連動していないことに伴う誤り、旅費出納員のチェック不足などによるものと考えられる。

また、旅行伺は旅費システムにより行うが、旅費支給の大半を占める精算払の旅費の場合は旅行伺を行う際に経路を入力するシステムになっていないため、職員によっては最も経済的な通常の経路及び方法による切符の購入方法を認識できないまま切符を購入し、その相当額を精算請求しているものが見受けられた。

**については、旅費規程等の周知に努めるほか、旅費出納員を対象とした研修の実施、旅費システムの機能の改善等により、旅費計算の適正化に努め、旅費の過払等の防止を図られたい。**

## <監査結果の詳細>

### 1 調査項目別の状況

調査項目別に改善を要する状況は以下のとおりであった。

#### (1) 旅行伺の承認等について

旅行伺の旅行命令権者の承認が事前に行われていないもの、概算払の旅行で支給日が妥当でないものなど。(68件)

##### ア 旅行伺の承認について

- ・旅行伺の旅行命令権者の承認が事前に行われていないもの(53件)  
なお、対象機関の調査対象旅行以外の旅行も含めた63,240件のうち、旅行伺が事前に承認されていない旅行(以下「承認前旅行」という。)は5,029件で、全体の8%であった。

##### イ 食糧費支出の事前伺及び支出負担行為について

- ・食糧費支出の事前伺や支出負担行為が行われていないもの(0件)

##### ウ 旅費概算払の支給日について

- ・概算払の支給が帰着後に行われるなど妥当性に欠けるもの(12件)
- ・合理的な理由もなく概算払を行っていたもの(日帰り旅行など)  
(3件)

#### (2) 旅費概算払の精算等について

旅費概算払の精算や、概算払以外の旅行の精算が遅延したものなど  
(266件)

##### ア 旅費概算払の期限内精算について

- ・概算払を受けたものを期限内に精算していないもの(規定上の期間を10日以上遅延したもの又は零精算で6か月以上のもの)(69件)

##### イ 概算払以外の旅行の精算について

- ・精算払が旅行完了後30日以上遅延したもの(184件)  
なお、対象機関の調査対象旅行以外の旅行も含めた46,088件のうち、精算が遅延していた旅行は8,856件あり、対象旅行の19%であった。

##### ウ 出張の復命について

- ・出張の復命を行っていないもの(9件)

##### エ 旅行に伴う食糧費の資金前渡又は前金払について

- ・資金前渡又は前金払とせず、概算払としたもの(3件)
- ・食糧費の資金前渡又は前金払に係る精算を期限内に行っていないもの  
(1件)

#### (3) 旅費の計算等について

誤った経路での計算により旅費を過大に支給したもの、旅費の調整が適切でないものなど。(347件)

##### ア 用務期間に見合った旅行の実施について

- ・用務期間に基づいて旅行すべきところを不要な期間を含むもの(3件)

##### イ 経済的な旅費計算について

- ・誤った経路での計算、割引切符の未適用、宿泊料の区分の誤り等により過大に支給したもの(206件)

##### ウ 旅費の調整について

- ・旅費の調整を適切に行っていないもの(日当調整など)(125件)

- ・旅費の調整に必要な書類（日当調整の際は不要）が添付されていないもの（13件）

## 2 主な旅費誤支給（過払）の内容

### （1）旅費計算を誤っていたもの

#### <旅行の経路設定について>

- ・最も経済的な通常の経路及び方法による旅費として計算すべきところを、特段の理由なくその他の経路及び方法により計算していた。

例）姫路～鳥取間について、在来線と「スーパーいなば」（上郡経由）でも帰着できる時間の用務であったにもかかわらず、新幹線（のぞみ）と「スーパーいなば」（岡山経由）を利用していた。

#### <割引切符の未適用について>

- ・最も経済的な旅行方法として割引切符を適用して旅費を計算すべきところを、割引切符を適用していなかった。

例）広島市への出張（発地は鳥取市）において、広島往復割引切符を利用していなかった。

#### <宿泊料の区分について>

- ・乙地（1泊9,800円）で計算すべきところを甲地（1泊10,900円）で計算していた。

例）用務地（宿泊地）がつくば市（乙地）であったにもかかわらず、甲地で計算していた。

#### <同一地域内旅費の支給について>

- ・宿泊を伴う県外旅行において、用務地と同じ市町村及び特別区内での移動については、日当の2分の1（1,100円）以内の旅費は不支給とすべきところを実費額を支給していた。

例）東京都特別区内での移動に係る旅費を支給していた。

#### <用務地と宿泊地の移動に係る旅費の支給について>

- ・出発地、用務地及び帰着地を結ぶ経路により計算し支給すべきところを、宿泊地までの経路を含めて旅費を支給していた。

例）用務地である大阪市を宿泊地とすべきところを神戸市を宿泊地とし、大阪～神戸間の旅費を支給していた。



旅費計算誤りの状況 (単位：件、円)

項目	件数	過払額
旅行の経路	18	40,960
割引切符の未適用	52	162,520
宿泊料の区分	16	25,300
同一地域内旅費	65	39,778
用務地と宿泊地の移動	28	35,940
その他	27	34,069
合計	206	338,567

※上記「その他」の例

- ・自家用車の公用車利用に係る県外利用の際、人事企画課の承認を受けていなかった。
- ・週休日による通勤手当重複減額の調整を行っていなかった。

注) 件数は調査対象旅行件数1,323件の中に含まれるそれぞれの項目の件数であり、1件の旅行の中に複数項目を含むものもある。

## (2) 旅費の調整を誤っていたもの

<日当の未調整について>

- ・13時以降に出発して宿泊を伴う旅行をした場合、当該出発日の日当の2分の1(1,100円)を減額すべきところを全額支給していた。
- ・正午までに帰着した場合、当該帰着した日の日当の2分の1を減額すべきところを全額支給していた。

<日当以外の減額調整の未実施について>

- ・旅行に伴う食糧費を旅費以外の県の経費で支払った場合、規定で定める金額を減額すべきところを全額支給していた。  
(減額すべき額：朝食 733円、昼食 1,100円、夕食 1,466円)
- ・主催者から昼食等の提供があった場合、規定で定める金額を減額すべきところを全額支給していた。  
(減額すべき額：同上)
- ・宿泊施設が指定されている旅行を行う場合、当該宿泊料金が規定で定める金額に満たないときは、差額分を不支給とすべきところを全額支給していた。

減額すべき旅費を支給していたもの (単位：件、円)

項目	件数	過払額
13時以降発	66	73,900
正午以前帰着	12	12,100
旅行に伴う食糧費別途支給	8	9,563
昼食等の提供	3	3,300
公用宿泊施設等利用	4	65,154
その他	32	41,539
合計	125	205,556

※上記「その他」の例

- ・県外同一地域内で使用したタクシー代の全額支給
- ・必要な領収書が添付されないままのタクシー代の全額支給

注) 件数は調査対象旅行件数1,323件の中に含まれるそれぞれの項目の件数であり、1件の旅行の中に複数項目を含むものもある。

(3) 部局別の状況

調査対象旅行の状況

(単位:機関、件、%)

区分	調査実施 機関数	調査対象 旅行件数	項目				
			計算誤り		調整誤り		
			件数	出現率	件数	出現率	
知 事 部 局	元気づくり総本部	4	35	2	6	5	14
	危機管理局	3	30	3	10	1	3
	総務部	12	118	12	10	14	12
	地域振興部	4	40	6	15	2	5
	観光交流局	2	20	6	30	10	50
	福祉保健部	17	170	28	16	30	18
	生活環境部	7	65	30	46	7	11
	商工労働部	7	70	14	20	6	9
	農林水産部	19	190	23	12	8	4
	県土整備部	7	70	6	9	2	3
	総合事務所	12	120	15	13	3	3
	会計管理者	2	15	3	20	1	7
企業局	3	30	4	13	3	10	
病院局	2	20	0	0	2	10	
教育委員会	25	250	32	13	26	10	
警察本部	5	50	0	0	2	4	
各種委員会等	2	20	2	10	0	0	
議会事務局	1	10	1	10	0	0	
計	134	1,323	187	14	122	10	

注1) 項目別の件数は調査対象旅行の中でそれぞれの項目に該当する旅行件数である。

2) 出現率は部局ごとの調査対象旅行件数に対するものである。



134機関のうち抽出した旅行以外のものも含めた状況

(単位:件、%)

区分	旅行伺の事前承認			精算の遅延		
	旅行件数	承認前 旅行件数	出現率	旅行件数	精算遅延 件数	出現率
元気づくり総本部	1,255	30	2	723	142	20
危機管理局	636	74	12	405	80	20
知	4,722	597	13	3,891	974	25
地域振興部	1,533	147	10	974	105	11
観光交流局	1,156	236	20	1,079	242	22
福祉保健部	7,742	906	12	4,775	839	18
生活環境部	2,636	249	9	2,132	331	16
局	2,091	130	6	1,434	172	12
農林水産部	8,895	713	8	5,821	734	13
県土整備部	2,145	143	7	1,568	192	12
総合事務所	9,987	786	8	6,740	1,896	28
会計管理者	888	37	4	549	57	10
企業局	401	6	1	178	11	6
教育委員会	15,148	937	6	12,001	2,495	21
警察本部	3,341	0	0	3,341	534	16
各種委員会等	490	30	6	361	39	11
議会事務局	174	8	5	116	13	11
計	63,240	5,029	8	46,088	8,856	19

注) 出現率は部局ごとの旅行件数に対するものである。なお、病院局は旅費システムでないため、本調査は行っていない。

(参考 1)

## 平成27年度決算に係る定期監査の処置の概要

### 1 処置の件数

(単位：件、(機関))

区分	指 摘	注 意	合 計
本 庁	12 ( 10)	344 ( 73)	356 ( 74)
地方機関等	4 ( 4)	309 ( 69)	313 ( 70)
合 計	16 ( 14)	653 (142)	669 (144)

(参考)

(単位：件、(機関))

26年度決算	25 ( 22)	393 (116)	418 (122)
25年度決算	47 ( 39)	526 (142)	573 (144)
24年度決算	54 ( 35)	474 (131)	528 (133)

(注) 合計欄の( )の機関数は指摘又は注意に該当する実機関数であり、重複分を除いているため、合計機関数とはならない。

### 2 処置の事項別内訳

#### (1) 指 摘

区分	件数	主 な 内 容
収入事務	3	5万円以上の調定金額の誤り〔1〕、多額の未収金(収納努力が不十分)〔1〕
支出事務	1	5万円以上の支出金額の誤り〔1〕
契約事務	5	契約締結の事務手続の遅延〔3〕、契約期間内に未完了〔1〕、予定価格の未決定〔1〕
補助金等事務	2	実績報告書の受理の遅延〔2〕
工事の執行事務	2	未許可のままの工事着手〔2〕
財産管理事務	3	長期に渡り現物未確認のまま所在不明〔1〕 長期に渡り所在不明物品の処分手続未実施〔1〕
合 計	16	

※ 主な内容の〔 〕内は、件数

#### (2) 注 意

区分	件数	主 な 内 容
予算事務	1	債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結〔1〕
収入事務	105	多額の未収金〔30〕、調定の遅延〔17〕、調定金額の誤り〔4〕
支出事務	241	旅行承認前の出発〔117〕、旅費の支出金額の誤り〔95〕
契約事務	142	契約書に定める書類の未受理・受理の遅延〔23〕、発注伺の未作成・未審査・予定価格積算の未記載〔20〕、契約締結事務の遅延〔12〕
補助金等事務	56	実績報告書の受理の遅延〔19〕、交付決定の遅延〔10〕
工事の執行事務	1	変更契約に係る協議手続の未実施〔1〕
財産管理事務	101	タクシーチケット利用承認(報告)簿の記載不備〔20〕、行政財産使用許可の面積等の誤り〔7〕、物品照合の未実施・検査票の未作成〔7〕、
その他の事務	6	証拠書類の編さんの不備〔2〕、被服管理簿の未整備〔1〕
合 計	653	

※ 主な内容の〔 〕内は、件数

(参 考 2)

## 監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

### 1 鳥取県監査基準（抜粋）

別表第4（第10条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考：上記の処置区分による処置が適当でないとき認められるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○ 予算執行の不 適正	○ 債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの ○ 予算配当（令達）がないまま又は配当（令達）を超えて執行しているもの ・ 重大なもの又は著しいもの
2 収 入	○ 調定の不適正	○ 調定漏れ又は調定金額の誤っているもの ・ 合計額5万円以上 ○ 調定の遅延しているもの ・ 合計額50万円以上で3か月以上 ・ 合計額100万円以上で6か月以上
	○ 未収金の整理 の不適正	○ 未収金に対する措置が適正を欠くもの ・ 未収金額が100万円以上のもの ただし、過年度未収金額が、前年度の未収金額（過年度分と現年度分の合計額）より減少しており、かつ次の項目いずれにも該当するものは、「注意」とする。 (1) 督促状、催告状を適正に発行している。 (2) 各債務者の状況を概ね把握している。 (3) 各債務者について、その状況を基に分類を行っている。 (4) 分類区分に則し概ね適正な対応を行っている。
	○ その他	○ その他収入事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
3 支 出	○ 支出負担行為の 不適正	○ 支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ 支出命令の不 適正	○ 支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの ・ 重大なもの又は著しいもの
4 契 約	○ その他	○ その他契約事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの（契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延）
5 補助金等	○ 補助金等の交付 事務の不適正	○ 交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・ 交付要綱・通知等で提出期限があるもの（6か月以上の遅延） ○ 実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不適当なもの ・ 重大なもの又は著しいもの（遅延については6か月以上のもの）
	○ その他	○ その他補助金事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
6 工事の執行	○工事の変更契約の不適正	○工事の変更（これに関連する契約変更を含む。）が適正に行われていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
7 財 産	○県有財産及び物品の取得又は処分の不適正	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○県有財産及び物品の管理の不適正	○管理が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○管理の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○その他	○その他財産事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

注1 前年度の処置の区分、前年度の処置に対する改善状況等を考慮し、上記基準と異なることもある。

2 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。